

鳥取県青年林業士

【趣旨】

意欲を持って林業生産活動を展開している若手の林業従事者を青年林業士として認定し、その活動を助長して、林業の活性化を図るものとする。

【認定要件】

- ア 意欲的に林業生産活動を展開し、地域の林業の担い手として活躍しているおおむね40才未満の者。
- イ 林業従事者としておおむね5年以上の就業経験を有し、将来も林業を志す者。

平井伸治知事との記念撮影(平成24年度青年林業士認定式)

